



埼玉県報

第 2999 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 7 日
月曜日

目 次

告示

- 埼玉県社会福祉総合センターの使用料徴収事務委託（社会福祉課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）

告示

埼玉県告示第五百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月七日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長 上田 清司	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百十五号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（基本重力測量）

二 作業期間

平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 作業地域

加須市、羽生市、久喜市、行田市、熊谷市、幸手市、鴻巣市、吉見町

告 示

埼玉県告示第五百十六号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十四号で公示した公共測量は、平成三十年三月十四日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月七日

埼玉県知事 上 田 清 司